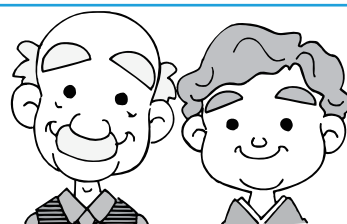


後期高齢者 医療制度の保険料



●問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合 ☎052-955-1227
 ・役場 保険医療課 内線153

保険料

均等割額

45,761円



所得割額

(所得金額 - 33万円) × 9%

| | 均等割額 | 所得割率 | 保険料の上限額 |
|-----------|---------|-------|---------|
| 平成26・27年度 | 45,761円 | 9% | 57万円 |
| 平成24・25年度 | 43,510円 | 8.55% | 55万円 |

保険料(平成26・27年度)

保険料率は、2年ごとに見直しを行っています。平成26・27年度の保険料率も医療費の増加などを反映し、改正されています。

均等割額の軽減

| 世帯主と被保険者の総所得金額などの合計額が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|--|--------|----------|
| 33万円以下(被保険者全員の年金収入が80万円以下でその他の所得がない場合) | 9割軽減 | 4,576円 |
| 33万円以下(9割軽減に該当しない場合) | 8.5割軽減 | 6,864円 |
| 33万円 + (26万円 × 被保険者数) 以下 | 5割軽減 | 22,880円 |
| 33万円 + (47万円 × 被保険者数) 以下 | 2割軽減 | 36,608円 |

※65歳以上の方の公的年金所得は、年金所得から15万円を控除した額で判定

■所得割額の軽減
 所得金額の合計額から33万円を引いた金額が58万円以下の方は所得割額が5割軽減されます。

■被扶養者だった方の保険料の特例(国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く。)

納付方法

後期高齢者医療被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方は、均等割が9割軽減され、所得割が課せられませんが(年額4,500円)。

■普通徴収

7月中旬に送付する納付書または口座振替により納めていただきます。

| 納期限 | | | | | | | | 期別 | 納期限 |
|----------|---------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----|-----|
| 第8期 | 第7期 | 第6期 | 第5期 | 第4期 | 第3期 | 第2期 | 第1期 | | |
| 2月29日(月) | 2月1日(月) | 12月25日(金) | 11月30日(月) | 11月2日(月) | 9月30日(水) | 8月31日(月) | 7月31日(金) | | |

■特別徴収

次の全てに該当する方は、原則年金から天引きされます(年6回偶数月)。

- ・年額18万円以上の公的年金受給者
- ・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金支給額の2分の1を超えない方

■口座振替選択制度

保険料の特別徴収を中止し、口座振替で納付したい方は、預金通帳、通帳印、保険証を持参し手続きしてください。

普通徴収の方は、 便利で確実な 口座振替の手続きを!

口座振替の手続きは、役場または金融機関に直接申し込んでください。国民健康保険税を口座振替で納めていた方も再度手続きが必要です。

医療費受給者証の更新

平成27年7月31日が有効期限の母子家庭等医療費受給者、後期高齢者福祉医療費受給者（障害者手帳・療育手帳を持っている方を除く。）へ「更新申請書」などを郵送し、6月末日までに保険医療課へ提出していただくように案内しています（母子家庭等医療費受給者証を持っている方で、平成27年1月1日現在東浦町に住所がない方は前住所地で発行された所得証明書の添付が必要）。

「更新申請書」などの提出がないと新しい受給者証の発行ができません。提出がまだ済んでいない方は早急に提出をお願いします。引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

■問い合わせ 保険医療課 内線153

平成27年度 国民年金保険料免除などの受付開始

平成27年度国民年金保険料免除などの受付を7月1日から開始します。免除対象期間は、平成27年7月分から平成28年6月分までです。

申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合や、過去に申請を忘れていたなど未納期間がある方は、問い合わせ先へ相談してください。

なお、免除申請期間に対応する前年所得に基づいて所得審査が行われますが、免除が承認されない場合もありますのでご了承ください。

■持ち物 年金手帳、印鑑

失業などの特例免除を申請する場合…

雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピー

※過年度分の免除などを申請する際、申請期間に対応する前年の課税・非課税証明書などが必要になる場合があります。

■申請先・問い合わせ

・役場 保険医療課 内線155

・半田年金事務所

☎0569-21-2375

若草色です！

被保険者証の更新

現在使っている被保険者証の有効期限は7月31日です。8月からは被保険者証の色が若草色に変わります。新しい被保険者証は7月中に郵送します。

医療機関の窓口で 支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の1割です。ただし、住民税課税所得が145万円以上ある世帯の方は3割負担です。医療費が自己負担限度額を超えたときは、後から高額療養費として差額を返金しますので手続きしてください。

提示すると医療機関での自己負担額が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請ができます。現在お持ちの方で、8月以降も対象となる方には7月中に郵送します。



| 負担区分 | 自己負担限度額 (1か月あたり) | | |
|---------------------|----------------------------|--|---------------|
| | 外来 (個人 単位) | 外来+入院 (世帯単位) | |
| 3割負担 現役並み 所得者 | 44,400円 | 80,100円 医療費が267,000円を超えた場合はその1%を加算(過去12か月で高額療養費の支給が4回目以降は44,400円) | |
| 1割負担 | 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| | 低所得者 (住民税 非課税 世帯) | 8,000円 | II 24,600円 |
| I | 15,000円 | | |